



「天孫本紀」の物部連系譜に関する復元的考察（Ⅱ）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-02-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007539

「天孫本紀」の物部連系譜に関する復元的考察(Ⅱ)

黒田達也 *

A Reconstructive Study of the Genealogy of The MONONOBE in 'Tensonhong'i' (Ⅱ)

KURODA Tatsuya *

4.3 武諸隅系・十市根命系と王統譜

「天孫本紀」は武諸隅について、天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊八世孫で伊香色雄命の孫、垂仁朝で物部連姓を与えられ大連となりこの時に始めて大連の号が起ったと記す大新河命の子としながら、崇神に仕え大連として神宮を奉斎したとする。この矛盾した記述は、尾張連の建諸隅命(天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊七世孫)の系統が物部連系譜に位置付けられたことに起因する。建諸隅命は孝昭朝で大臣とあるが、妹大海姫命が崇神皇妃であり崇神との関係も有している——このことは孝昭・崇神が本来同一人であったことや孝昭が崇神の父とされていたこと^[3]を示す——。武諸隅系が物部連・尾張連の何れに位置付けられているかは問題になるが、武諸隅と崇神との関係からすれば、女時姫が「垂仁紀」にも石上の祭祀等に関わって登場する十市根命の妻という系譜には問題がない。多遲麻(景行朝大連)は、武諸隅の子ということでは景行の一世代上であるが、生母清媛が武諸隅同世孫の膽咋宿禰の女であることから景行の世代になる。多遲麻の妻安媛は同世孫五十琴彦の女であり、所生子女印葉(応神朝大連)・山無媛(応神皇妃)・伊与・小神(ともに応神朝侍臣)・大別(仁徳朝侍臣)は『記』『紀』系譜では仲哀と同世代になるが、大別が二世代下の仁徳の侍臣であること以外は問題とはなし難い。

伊苜弗も「履中紀」二年十月条に「都於磐余。当是時、平群木菟宿禰・蘇賀満智宿禰・物部伊苜弗大連・円大使主、共執国事」とあるので、履中・反正朝の大連というのは問題はなく、仁徳朝の侍臣大別の一世代下というのも同様である。しかし、垂仁朝で大連とある十市根命の曾孫ということでは仲哀の世代で、『記』『紀』の王統譜とは三世代もの差があり、大別と仁徳との関係と同様に問題がある。五十琴宿禰は、十市根命の孫であることから成務の世代になり、神功朝の大連とされることには問題という程のものはない。また、妻香兒媛が、祖父武諸隅が崇神の世代であることから、開化曾孫の世代に

当たり、『紀』が神功を開化曾孫とすることと通じるので、神功朝で大連というのは相応しいようではある。しかし、『紀』では、仲哀急死後に、皇后が、大臣武内宿禰と中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽咋連・大伴武以連に詔し、四大夫に命じて百寮を領いて宮中を守らせた(仲哀九年二月丁未明日条)とあり、神功に関わるのは膽咋とする。また、膽咋宿禰は、『録』では山城国神別中臣葛野連条にのみ見え(伊久比足尼)、多遲麻と同じ九世孫とあり、子五十琴宿禰も『録』に見える大和国神別左為連条(伊己止足尼)・河内国神別氷連条(伊己灯宿禰)・同高屋連条(伊己止足尼大連)三箇所全てで「天孫本紀」より一世代下の十世孫となっている(尚佐連条には十七世孫、氷連条には十一世孫という写本もある)。この『録』の世代では、膽咋宿禰と五十琴宿禰はそれぞれ成務と仲哀・神功と同世代となり、膽咋宿禰は『紀』の記述との矛盾はなくなるが、伊苜弗は応神の世代でやはり問題がある。十市根命系も『記』『紀』の王統譜とはかなり喰い違っているのである。

『記』『紀』に先立つ王統譜での天皇の世代との関係ではどうか。異世代婚の扱い方に関して、①考慮しない、考慮する場合は、②時姫・香兒媛を多遲麻・印葉等と同世代、③時姫・香兒媛が、多遲麻・印葉等とともに記されていないことから、ともに後者の一世代上、④時姫が多遲麻の一世代上で香兒媛が印葉等と同世代、⑤時姫が多遲麻と同世代で香兒媛が印葉等の一世代上、という五通りの世代関係が設定し得る。[表2]は[図5]に概略を記した『記』『紀』(A)「天皇記」(B)、欽明～敏達(C)、継体(D)それぞれの段階の王統譜の崇神から履中等までの世代を対応させたものである。

『記』『紀』前の王統譜では、成務(ワカタラシヒコ)は景行の原型の一方オホタラシヒコの弟、神功の原型の一方オホタラシヒメはオホタラシヒコの妻であり、膽咋宿禰は、成務及び神功の世代あたりになる。五十琴宿禰は、神功朝で大連とあるが、元の位置としては応神～仁徳やホムタノオシロワケ(以下「オシロワケ」)の世代が相応しい。膽咋宿禰・五十琴宿禰が成務朝・神功朝での大連とされた事情は印葉等が応神・仁徳朝の大連や侍臣であることと関係すると思われるが、ともかく、十市根命系は、何

2015年8月17日受理

* 総合工学システム学科 一般科目

(Dept.of Technological Systems : Liberal Arts)

れの王統譜とも、問題と言えものは見られない。武諸隅系は、①は、継体段階の王統譜とでは、多遲麻と印葉等が欽明～敏達段階より一世代上であるに過ぎないものの、十市根命系との間に問題があるが、②～⑤は何れの王統譜ともそれ程の矛盾はないように見え、十市根命系とも問題は生じない。武諸隅系と十市根命系との関係では②～⑤は成立するのであるが、天皇等との関係を勘案すれば、「天皇記」段階の王統譜と対応する②が相応しい。

②を「天皇記」の王統譜と関わるものと仮定し、十市根命以前を、饒速日命 — 宇摩志麻治命 — 出雲醜大臣命 — 麿色雄命 — 伊香色雄命、とすれば、それぞれの世代は、懿徳 — 孝昭 — 孝安 — 開化 — 崇神、と対応するが、伊香色雄命と崇神の母子関係に基づけば、饒速日命は神武の世代で以下一代ずつ対応する世代が繰り上がり、伊苜弗は仁徳と同世代になる。何れにしても一世代の差は問題とはし得ないのであり、「天皇記」に対応する系譜が造作されていたことが窺われる。しかし、大新河命と十市根命・武諸隅との関係を別にしても、物部連嫡流系と武諸隅系との婚姻関係での大きな矛盾を勘案しなければならない。その事情の一つとして、「天孫本紀」以前の系譜での親子関係の踏襲を挙げ得る。一方、武諸隅の妻が十市根命の子膽咋宿禰の女であることについては、天皇との関係は別とすれば、武諸隅・膽咋宿禰ともに伊香色雄命の孫であり、世代的には問題はないと言える。武諸隅が大新河命の子で膽咋宿禰と同世代とされたことにより清媛が膽咋宿禰の女とされたことも考えられる。同様に、多遲麻の妻安媛の五十琴彦の女という位置も、武諸隅に伴なう多遲麻の位置の変更によると看做し得ることにもなる。取り敢えずはこの両様の想定が可能であるが、親子関係の踏襲という想定からみてみよう。

〔図6〕は、大新河命系を軸として十市根命系の父子・兄弟の関係を解消して図示し、人名に饒速日命の世孫別に異なる下線を施し、「為大連奉斎神宮」等とある天皇等を付記したもの(A)と、前稿で示した膽咋宿禰以降の父子関係を残したもの(B)である。BがAと異なるところは、大新河命を十市根命の兄のままにしていること、膽咋宿禰と五十琴宿禰・五十琴彦との父子関係を残したこと、後者に伴ない五十琴宿禰と香兒媛の系統が二世代繰り上がっていることである。四つの婚姻関係を全て同世代婚とすれば、十市根命系の世代関係は、Aの場合、膽咋宿禰 → 伊香色雄命・五十琴彦 → 十市根命 → 五十琴宿禰 → 伊苜弗、と下り、Bでは、膽咋宿禰 → 伊香色雄命・五十琴宿禰・五十琴彦 → 十市根命・伊苜弗、となる。何れでも十市根命の祖父の世代前後の膽咋宿禰が十市根命の子であることは系譜の変改による可能性があるのとともかくとしても、Bでは十市根命と伊苜弗とが同世代になることに問題があり、Aが検討の中心になる。

五十琴彦・多遲麻・五十琴宿禰は、多遲麻と安媛、五十琴宿禰と香兒媛をとともに同世代婚とするならば、それぞれ父・子・孫の三世代に亘ることになる一方、多遲麻が五十琴彦の女を妻とし、五十琴宿禰の妻が五十琴彦の女所生以外の多遲麻の女で子女の世代の者(五十琴彦女所生は孫の世代になる)という異世代婚の場合は、三者を同世代としても問題にはなり難い。しかし、五十琴宿禰・五十琴彦の祖父十市根命は、妻時姫が子女の世代とすれば、武諸隅の世代に繰り上がるが、父膽咋宿禰は、多遲麻生母清媛の父とされていることから、武諸隅と清媛とを異世代婚としても武諸隅・十市根命と同世代に止まる。婚姻関係から、膽咋宿禰や十市根命と五十琴宿禰・五十琴彦との父子関係は想定し得るとしても、また、十市根命と膽咋宿禰とが同世代にはなり得ても、十市根命と膽咋宿禰の父子関係は成立し難い。膽咋宿禰の世代的位位置としては、十市根命の子とされた前提として両者が相関係する位置にあったことは考えられるので、伊香色雄命とよりは十市根命と同世代というのが相応しい。

膽咋宿禰を十市根命の子から同世代(含兄弟)に変更して系譜を復元する場合、膽咋宿禰の子・孫などとされている者の元の位置については、十市根命の子・孫と、膽咋宿禰の子・孫との両様で考える必要がある(前者を「系譜Ⅰ」、後者を「系譜Ⅱ」と仮称する)。「表3」は、武諸隅を膽咋宿禰や伊苜弗より一世代上とすれば清媛は武諸隅の孫の世代になり、伊苜弗を膽咋宿禰の一世代下とはし得ないことから、武諸隅・十市根命・膽咋宿禰を同世代として、『記』『紀』・「天皇記」・欽明～敏達・継体各段階の王統譜の父系での世代との対応を記したもの(I・IIはそれぞれ系譜Ⅰ・系譜Ⅱに対応)であるが、Iでは、清媛を膽咋宿禰の女とままとしている。この表での欽明～敏達段階と継体段階の天皇等は、崇神・垂仁とそれらの原型の相違はあるが、世代関係は基本的には一致する。A・a, B・b, C・c, D・dは、それぞれ『記』『紀』・「天皇記」・欽明～敏達・継体各段階の王統譜での天皇等の世代的位位置付けであり、武諸隅と十市根命がそれぞれ崇神朝と垂仁朝で大連とされていることから、第一世代が対応する天皇を崇神としたのがA～D, 垂仁がa～dである。B・Cの下()に記したものは垂仁を母系で見た場合の世代であり、香兒媛と伊苜弗・麦入宿禰及び大前宿禰・小前宿禰を二世代に亘る如く記したのは香兒媛の世代について印葉等と同世代・異世代両様の解釈が可能であることによる。オホタラシヒメはBで景行妃、C・Dでオホタラシヒコ妻であるが、異世代婚であるので()で記している。尚、D・dの垂仁とオホタラシヒコの世代関係は〔表2〕の場合と同様の理由による。また、B・C・Dの景行・オホタラシヒコと応神・オシロワケの世代に記している他の人名は、b・c・dにも当てはまるものであるが、省略した。

『記』『紀』及び「天皇記」段階の王統譜では、伊香色謎命が崇神の生母であり、伊香色雄命も崇神の父開化の世代と看做されるので、第一世代の十市根命等は崇神と同世代になるが、垂仁の世代とされていたとしてもさほど問題はない。但し、「天皇記」段階での王統譜の場合、垂仁を母系で見れば、十市根命は垂仁の二世代上であり、問題なしとはいえない。欽明～敏達段階では伊香色謎命はヒコフツオシノマコトの妻でヒコイマス生母とされていたとみられる^[8]ので、伊香色雄命は崇神と、第一世代は垂仁とそれぞれ同世代になる。継体段階では、崇神(原型)生母が『紀』に孝昭生母とある天豊津媛命、ヒコフツオシノマコト生母がトヨタマヒメとみられる^[9]ことから、麿色謎命は王統譜とは少なくとも直接の関わりはなかったとしなければならないが、伊香色謎命は、欽明～敏達段階と同様、ヒコフツオシノマコトの妻とされていた可能性は否定できないので、伊香色雄命が崇神(原型)やヒコフツオシノマコトと同世代であったことは考えられるのであり、従って第一世代は垂仁の世代に当たることになる。伊苜弗の場合、履中や反正にそれらの子の時代の者が仕えたということ自体には問題がないことから、雄略等の世代と対応するような位置はあり得ると言える。しかし、「天孫本紀」で伊苜弗の弟麦入宿禰の子で安康朝の大連とされる大前宿禰は、『記』『紀』ともに允恭死後の木梨輕皇子説話に見え、『紀』に住吉仲皇子の乱の際に履中を救ったとある。説話自体は史実ではないが、大前宿禰が、弟小前宿禰は顕宗朝で大連とされるが、履中～允恭と関わる世代とされていたことを示す。伊苜弗の世代は、「天孫本紀」の系譜に従えば、雄略等以降の天皇と対応するものは不可ということになる。伊苜弗は何れの王統譜との関係でも履中ないしその父の世代が相応しいが、十市根命等は『記』『紀』と「天皇記」の王統譜との関係では崇神の世代、欽明～敏達段階及び継体段階の王統譜とでは垂仁の世代相当ということである。このような十市根命等と伊苜弗の世代と矛盾しない王統譜は、系譜Ⅰ・系譜Ⅱともに、Bのみになる。

系譜Ⅰは、十市根命と伊苜弗に関しては、香兒媛が印葉等の一世代上・同世代の何れの場合でも、Bとの対応は考え得る。香兒媛が印葉等の一世代上とすれば、その所生伊苜弗が履中朝の大連、安媛所生山無媛が応神妃、印葉・伊与・小神と大別が応神朝と仁徳朝の大連や侍臣で同世代の者が三世代の天皇に関わったことになるが、ともに仁徳の世代(応神の一世代下で履中の一世代上)ならば問題という程でもない。香兒媛が印葉等と同世代の場合は、伊苜弗と印葉等との世代関係は相応しいが、香兒媛は五十琴宿禰の孫の世代になる。香兒媛は印葉等とは異世代の方が良さそうであるが、兄弟姉妹を異世代で捉えなければならないことに疑問が残る。系譜Ⅱでは、五十琴宿

禰・五十琴彦が多遲麻の一世代上に繰り上がるので、五十琴彦の女安媛と多遲麻とは同世代になり、香兒媛と印葉等を異世代とする必要がなくなる一方、香兒媛が五十琴宿禰の孫の世代になる。両系譜とも問題を有するが、この一大要因は、「天孫本紀」の父女関係を前提とした婚姻関係に基づき、武諸隅・十市根命・膽咋宿禰を同世代としたことにある。いま一つの想定、武諸隅と多遲麻の位置付けの変更に伴う妻の父の変更についてみてみよう。

武諸隅を崇神と同世代、十市根命を武諸隅の次の世代として、「天孫本紀」に従って、伊香色雄命～伊苜弗と武諸隅～香兒媛とについて、Ⅰ夫妻を同世代婚とした場合(大連等の段階の天皇も付記)と、Ⅱ武諸隅と一世代下の清媛との異世代婚を考慮した場合(兄弟姉妹を異世代とする系譜は疑問のため同世代とした)とを、各王統譜の天皇等の世代とともに、図示したのが〔図7〕である。

Ⅰでは、伊苜弗はB～Dの何れの王統譜とも矛盾とすべきものは生じないが、大連等であった段階の天皇との世代差はともかく、香兒媛と伊苜弗がそれぞれ印葉等の女と孫の世代であることが問題の如くである。Ⅱでは、香兒媛と一世代下の五十琴宿禰との異世代婚という問題はあるが、B～Dとは疑問という程のものはない。事実ならばともかく、系譜造作に際して異世代婚を設定することには理由があるとすべきであり、本来同世代婚で作られていた系譜が王統譜に対応するかたちでⅡのようなものに変更されたことが考えられる。その王統譜としては、大連とある天皇の世代との関係からすれば、B(天皇記)が考えられる。然らば、先ずはⅠの香兒媛の位置が問題である。香兒媛は多遲麻の女であることから、それを妻とした者としては膽咋宿禰が相応しいのであり、伊苜弗は膽咋宿禰の子に位置付けられる。この位置での伊苜弗は、Bの応神、Cのオホタラシヒコ、Dのオシロワケと同世代であるから、王統譜との対応では、B・Cとでは無理があり、Dとは問題がないと言える。伊苜弗が膽咋宿禰の子とされていたとすれば、五十琴宿禰が問題になる。

膽咋宿禰は、「イクーヒ」で「活一霊」(生き活きとした霊力)とすれば祖「ニギーハヤヒ(非常にすばい霊力)」と通じ、「イクヒ」ならば五十琴宿禰・五十琴彦の「イーコト」と同形式の人名となる。「イーコト」は、「イ」は「厳」とすれば、「琴」という用字からは、「厳かな琴」と解し得るが、琴は神霊を呼び寄せる楽器であり、物部連系人名に相応しいと言える。「イクヒ」では「クヒ」が問題であるが、用字「咋」からすれば、物部が関係した大王(天皇)の食事^[5]や歌う様(琴を弾いて)の擬人化ということも考えられなくはない。五十琴宿禰と五十琴彦は、敬称「宿禰」「彦」の相違に過ぎないことからして、本来は一人と考え得る(以下「五十琴」)。分立の事情として考え得るものの一つは兄弟とされていたものの位置付けの変

更であり、人名形式の共通性から、膽咋宿禰が兄弟から父への変更が挙げられる。然らば、伊苜弗の父は、『紀』に見えることから胆咋宿禰、「天孫本紀」からは五十琴、ということになるが、ここでは取り敢えず不詳とし、後で五十琴宿禰と五十琴彦の分立も含め、再検討したい。

清媛は、世代関係からは、物部連系譜では伊香色雄命・伊香色謎命の姉妹が相応しいが、武諸隅が本来尾張連であることから尾張連系とすれば、継体段階・欽明～敏達段階の王統譜と関わる尾張連系譜では同世代に復元し得るのは兄弟姉妹としての乎止与命・建諸隅命・大海姫命である^[21]ので、それらの姉妹が想定される。安媛は、『記』『紀』にヤマトタケルが東征の帰途で妻としたとあり、『尾張国熱田太神宮縁起』で尾張連の乎止与命の女で東征に従った建稲種命の妹と記されるミヤスヒメと同一人とみられる^[20]ので、多遲麻と同世代になる。

時姫の武諸隅の女、香兒媛の多遲麻の女という位置も、位置付けが変更された清媛・安媛が記されているのが胆咋宿禰・五十琴彦の子女の部分ではなく武諸隅・多遲麻のところであるのと同様、十市根命妻と五十琴宿禰妻としてのみ現われていることからすれば、検討の要があるようにもみえる。しかし、物部連系譜に見える女十四人で饒速日命からの世孫が明記されているのは孝昭皇后鬱色謎命、孝元皇妃・開化皇后伊香色謎命、景行皇妃五十琴姫命、応神皇妃山無媛、崇峻夫人布都姫夫人、宗我嶋大臣妻鎌足姫大刀自の六人であり、特別な者のみとも解し得る。また、武諸隅 — 多遲麻（・時姫）— 香兒媛、伊香色雄命 — 十市根命 — 胆咋宿禰・五十琴宿禰、という両系譜の間には世代問題は生じていないのであるから、時姫と香兒媛がそれぞれ武諸隅と多遲麻の女というのは、系譜上は、元からのものとみることは可能である。

安媛（ミヤスヒメ）関係系譜に、武諸隅 — 多遲麻 — 香兒媛 と、I を上述に従って改訂したものとを合わせ、継体段階・欽明～敏達段階の王統譜の大王の世系を付記して示せば〔図8〕のようになる。胆咋宿禰と五十琴は取り敢えず兄弟とし、生母は「天孫本紀」でそれとされているとみられる者を記している。この系譜は継体段階と欽明～敏達段階の何れもの王統譜の天皇の世代と矛盾はないが、武諸隅系が尾張連系と物部連系の何れかということが問われる。継体段階で武諸隅から香兒媛・印葉等に至る系譜が成立していたならば、継体と尾張連との関係から、明らかに尾張連系である。〔図8〕の段階では武諸隅と乎止与命とが兄弟であり、伊苜弗は物部連系と尾張連系との結節点の位置を占めていたということになる。

〔図7-II〕は、「天皇記」段階の王統譜と、父系のみでは、矛盾しないことから、〔図8〕の如きものから「天皇記」段階の王統譜に対応して形成されたことは考え得る。安媛は、尾張連の当段階の系譜との関係では、瀛津

世襲命孫・乎止与命子である建稲種命と同世代であり、前段階の王統譜との関係が考えられる系譜と同じであるから尾張連系とされていた可能性もあるが、本系譜が「天孫本紀」の如きものに改作されたとみられることからすれば、武諸隅系関係は物部連系とされたと考えることもできる。然らば、武諸隅の父が問題であるが、出石心大臣命が位置付けられた経緯を含め第6節で検討したい。

5. 伊苜弗以降の世代

この世代には、伊苜弗孫で目（清寧朝大連）の子荒山と伊苜弗四世孫・木蓮子（仁賢朝大連）孫押甲とが宣化朝で大連、尾輿（荒山子）と孫の目が共に欽明朝の大連とある一方で目の父大市御狩が敏達朝で大連というような問題がある。本節ではこれを一つの手掛かりとして系譜を検討したい。

5.1 三人の目

荒山と押甲とが宣化朝で大連であることから。伊苜弗の子の目は、「雄略紀」及び『続日本紀』（以下『統紀』）養老元年三月癸卯条の石上麻呂薨伝（以下「薨伝」）に雄略朝の大連と記される目に当たることは言うまでもなく、伊苜弗が履中・反正朝で、兄布都久留が雄略朝で大連とあることから、雄略と同世代となし得る。子荒山は、清寧・顕宗・仁賢と同世代になるが、安閑・宣化は仁賢皇女を后とするので、継体とも同世代である。一方、木蓮子は、『紀』で、大連叙任記事はないが、安閑妃宅媛の父物部木蓮子大連として現われ（安閑元年三月戊子条）、安閑後の父仁賢の段階で大連というのは相応するので、子の麻佐良と目が武烈と同世代でそれぞれ武烈とそれを継いだ継体の時期の大連というのは問題はない。麻佐良の子鹿火と押甲は、大連とされる時期の安閑・宣化の一世代下になる。荒山・押甲の何れも、一世代上と一世代下という宣化との世代関係では、当朝で大連とされることに問題という程のものはない。しかし、短期間の宣化朝で二人が大連ということもさることながら、両者に二世代の開きがあること、その要因である、木蓮子 — 麻佐良 — 鹿火等 と、荒山 — 尾輿 — 守屋等 とに二～一世代の差がある系譜については問題なしとはし得ない。

荒山系は、『紀』では、尾輿は欽明朝の大連、守屋は敏達朝～用明朝の大連であり、石上贄古は、大連叙任記事はないが、敏達十二年是歳条に「物部贄子連」の他、「贄子大連」とも記されている。世代関係では、荒山 — 尾輿 — 守屋等 は『紀』と矛盾するものではない。木蓮子系では鹿火の木蓮子の孫という位置が先ず問題である。『紀』では、鹿火は、武烈即位前条に女影媛を武烈が得ようとしたとあることからすれば、仁賢と同世代であり、木蓮子と共通する。鹿火は「天孫本紀」では『紀』

より二世代程下に位置付けられているのであるが、鹿鹿火の弟押甲の子とある奈西と訓みを通ずる奈洗が荒山の子、尾輿の弟で奈西の二世代上であることは、そのことと対応するもののように思う——鹿鹿火の子石弓若子と金石の対をなす如き今木金弓若子は尾輿の子で一世代上——。また、木蓮子と鹿鹿火は弟が二人ということでも共通するが、木蓮子の子(鹿鹿火の父麻佐良の弟)にも荒山の父と同名の目(継体朝大連)が見え、両方の目と木蓮子・鹿鹿火との関係が叔父と甥とで一致することにも注目される。木蓮子と鹿鹿火は本来兄弟とされていたのが、祖父と孫の関係に変更されたと考えられる。然らば、二人の目も同世代になり、本来同一人であったこと、木蓮子と鹿鹿火との関係の変更に伴い、分立されたことが想定される。

いま一つの二世代差でしかも祖父と孫という尾輿と目(麻侶の祖父)とが欽明朝で大連とあることはどうか。尾輿は、伊苜弗からの世代で見れば、安閑・宣化と同世代、安閑后・宣化後の姉妹を母とする欽明の一世代上であり、欽明妃の父蘇我稲目と同世代になるが、系譜上での一世代の相違は問題にはならないので、欽明と同世代ということもあり得る。目は、敏達朝で大連という御狩の子とされていることに問題があることは言うまでもないが、御狩と同世孫の鹿鹿火・押甲がそれぞれ安閑朝と宣化朝で大連とあることとの関係では、欽明朝での大連というのは理解し得ないことはない。目は安閑・宣化ないし欽明と同世代の尾輿あたりの世代から御狩の子に変更されたことが考えられることになるが、目の子馬古が欽明の四世孫孝徳段階ということはどうか。欽明妃の兄弟蘇我馬子の子蝦夷が欽明の三世孫舒明と四世孫皇極の段階で大臣であることからすれば、目—馬古は、馬子—蝦夷と通ずると言える。但し、蝦夷の子入鹿が「皇極紀」二年十月壬子条に「蘇我大臣蝦夷、縁病不朝。私授紫冠於子入鹿、擬大臣位」と記される程の年齢であるのに対し、麻侶は、「薨伝」に養老元(七一)年に七十八歳で薨とあることから逆算して六四〇年生誕、皇極二年段階では『紀』の紀年では三歳になるので問題が皆無というわけでもない。ともかく、木蓮子の子の目は尾輿と同世孫、麻侶の祖父の目は尾輿あたりの世代というように、両者は尾輿との関係で相通するのであり、同一人が分立されたと考え得る。『紀』の記述からすれば木蓮子と同世代とみられる鹿鹿火が木蓮子の孫で、麻侶の祖父の目の一世代上であるのはこの目の位置付けの変更と関わるようにも思える。ともかく、目は本来一人であったのが結果として三人に分立されたとみられるのである。

目の三つの位置では、先ず御狩の子というのは問題がある。御狩の父で尾輿の子としても、それを本来のものとするには麻侶の系統とは異なる木蓮子系に後世に繋がらない目が分立された事情が問われるのであり、木蓮子

系から尾輿系への変更を想定する方が良いと思う。伊苜弗の子と木蓮子の子とでは、何れが本来的と考え得るか。

木蓮子・鹿鹿火と二人の目との関係が共に叔父と甥とで一致していること、木蓮子と鹿鹿火とが同世代から祖父・孫に変更されていること、また「薨伝」に見える目は雄略朝の大連とあることからすれば、伊苜弗は「厳かなフツ」という造作された人名ではあるが、伊苜弗の子の方を採るべきようにも思う。しかし、この場合、左大臣にまで昇進した麻侶の系譜は正確には父馬古までしか溯り得ないことになる。右大臣藤原不比等の場合は、『中臣氏系図』所引の「延喜本系」に、黒田—常磐(始賜中臣連姓、欽明朝供奉)—可多能祐(敏達朝)—御食子(一云御食足、推古・舒明朝前事奏官兼祭官)—鎌足(大織冠内大臣)—不比等、とあり、祖父御食子は「舒明紀」即位前条に中臣連彌氣(『藤原家伝』上には美氣古)と見えるので、可多能祐以前はともかくとしても、少なくとも祖父までは辿り得る。不比等の場合を考慮すれば、麻侶の祖父の名が伝えられていなかったというのは不審とすべきではなかろうか。父の名も『紀』には見えず、「薨伝」で「難波朝衛部大華上宇麻乃(子)」と出ているに過ぎないが、目—馬古—麻侶、の如き系譜が元より存在し、この目が伊苜弗の子として架上されたことは考えられる。目の位置としては、麻侶の祖父で木蓮子の子を採るべきと思う。然らば、目が、尾輿の祖父として分立・架上されるとともに、木蓮子とは異なる系統の尾輿の子孫に目以下の麻侶系が位置付けられる一方で、木蓮子の子としても残された事情が問われる。目と木蓮子及びそれらに関する系譜について改めて検討する必要がある。

5.2 鹿鹿火・木蓮子の系譜とその変改

木蓮子と鹿鹿火は、叔父が目で三兄弟という共通性からすれば、兄弟とされ、いま一人兄弟が位置付けられていたことが想定される。鹿鹿火については、『紀』での役割にも拘わらず「天孫本紀」では物部連の傍系となっているが、弟押甲の子奈西が尾輿の弟奈洗と通じること注目したい。鹿鹿火と押甲はそれぞれ荒々しい鹿火・力強い鹿火という意味の人名とみられるのであり、押甲は、鹿鹿火の兄弟に相応しい名とは言える一方、鹿鹿火を基にした造作名とも看做し得ることからすれば、奈西は鹿鹿火の子であり、奈洗の兄尾輿も同様の位置付けであったこと、更に、鹿鹿火—尾輿を物部連の嫡流とする系譜の存在も考えられることになる。これに対し木蓮子は、子の建彦が、高橋連等七氏の祖とあるが、尾輿曾孫・麻伊古孫・恵佐古子で榎井臣(「臣」は「連」の誤記や改姓されたものとみられるので以下「榎井連」と記す)の祖という四人の末子多都彦(天智朝大連)と、訓みを共通にすることから、同一人とみられるとすれば、榎井連と結びつく。榎井連は、

「孝徳紀」に物部朴井連稚子（大化元年九月戊辰条）・朴井連（闕名、同二年三月辛巳条）、「斉明紀」に物部朴井連鮪（四年十一月甲申条）、「天武紀」に朴井連雄君（元年五月条、元年六月甲申条）・子麻呂（九年七月庚寅条）が見える。雄君は、「天武紀」五年六月条に、物部雄君連と記され、卒後壬申年の功により内大紫位を贈られ氏上を賜ったとあり、少なくとも雄君の段階で榎井連は物部連系の中心になっている。

三兄弟のいま一人はどうか。麁鹿火と同世孫では、その数は多いものの兄弟以外は本来異世代とみられ、弟押甲は麁鹿火からの分立が想定されるので、老古のみになる。その他では木蓮子の弟小事・多波と、荒山・麻作^[2]とである。老古・小事・多波・麻作の後裔はそれぞれ神野入州連、志陀連・柴垣連・田井連、依網連、借馬連・笑（笑）原連であり、依網連以外は他史料に殆ど見えない。残るのは尾輿の父という荒山であり、その位置の重要性からすれば、候補の最右翼と言い得る。しかし、依網連は、「推古紀」で物部依網連抱が阿倍鳥臣とともに裴世清を朝廷に召す際の導者となり（十六年八月壬子条）、物部依網連乙等が河辺臣禰受・波多臣広庭・近江脚身臣飯蓋・平群臣宇志・大伴連（闕名）とともに小徳で副将軍として新羅を征討した（三十一年是歳条）とあるように、推古朝前後の物部連系氏族の中心的存在の如くであり、その祖という多波にも注目される。尚、木蓮子の子呉足尼も依羅連の祖と記されているが、この呉足尼は、兄及び目の子に位置付けられている金とともに、本来尾張連系である^[3]。

『紀』の記述に従えば、物部連系（穂積臣〔采女臣〕を除く）の中心は、欽明朝までの物部連（麁鹿火・尾輿）、敏達～用明朝の物部弓削連（守屋）から、推古朝前後の物部依網連を経て孝徳朝頃に物部朴井連、朴井連子麻呂が天武九年七月に小錦下叙位、物部連麻呂は翌年十二月に小錦下叙位なので、それ以降麻呂が天武の殯庭で法官事を誅するまでには物部連（石上朝臣）になったことになる。守屋の物部弓削連は守屋等の生母が弓削連出自であることによる新しい氏名とみられるので、依網連の祖多波が麁鹿火・木蓮子と兄弟で、この三人を物部連・榎井連・依羅連三氏の祖とする系譜の存在は想定に難くない。それらの父とされていた者としては、木蓮子・多波の父布都久留は石上に関わる造作された人名であることからすれば、麁鹿火の父麻佐良を採るべきようでもある。しかし、『録』に麻佐良は見えないのに対し、布都久留は「懐大連」（左京神別上依網連・柴垣連）「布都久呂大連」（河内国神別物部）と見るとともに、「フツ」を共有する父伊苜弗も造作された人名であるから、布都久留の方が相応しいように思う。

尾輿 — 守屋 — 雄君 という系譜は、雄君を物部連の嫡流とするものとみられる。この系譜を前提とし、榎井連が木蓮子系であったとすれば、雄君が榎井連であるから、麁鹿火 — 尾輿 — 守屋 とともに 木蓮子 — 尾輿

— 守屋 という系譜の存在も推測され得なくはない。このような系譜の形成時期として想定し易いのは、雄君が物部連系の中心であった天武朝初期前後の段階であるが、守屋 — 雄君 は雄君段階に限定可能ではあるものの、木蓮子 — 尾輿 — 守屋 は、『紀』では孝徳朝から既に榎井連が物部連系の代表氏族の如くであるので、雄君の時期に限られるわけではない。但し、この系譜を想定する根拠は、雄君を守屋の子とする系譜以外に存在しない。麁鹿火を木蓮子の孫とする系譜は、榎井連の下に物部連嫡流であった者が位置付けられていることを意味する如くであるから、木蓮子 — 尾輿 — 守屋 という系譜が存在したとすれば、両系譜は同時期に形成された可能性はある。しかし、木蓮子を尾輿の父とする系譜が造作されたとしても、依網連の祖多波は木蓮子の弟であるから、麁鹿火も木蓮子の兄弟のままということもあり得る。この木蓮子と麁鹿火との関係はともかく、「天孫本紀」では、雄君は物部連であって榎井連ではなく、榎井連は麻伊古の系統とされる事情を考える必要があるので、ここでは、雄君を介するならば尾輿以降が木蓮子系とされていたことも考え得なくもない、ということに止めざるを得ない。

麻呂の祖父とされる目が架上された事情としては、馬古—麻呂系を物部連嫡系とすること以外想定し得ない。馬古に関する「天孫本紀」の「氏印大刀」を授くという記述は馬古が氏上となったことを意味するものであろうがそのまま信じ得るかは疑問無しとはし得ないのでともかくとして、また「薨伝」の「衛部」は衛府の前身官司で馬古はその長官の如くではあるものの実態は不詳としても、大華（花）上は正四位相当で雄君の贈位内大紫位の二階下であるが、孝徳朝後半の左・右大臣巨勢徳陀古・大伴長徳は叙任まで小紫、天智朝末年に左・右大臣とされた蘇我赤兄・中臣金は大花上に当たる大錦上であり、天武の殯庭で法官事を誅した段階の麻呂は、殯前後の諸臣では果犬養大伴・当麻国見・布勢御主人の直大参に次ぐとは言え、正五位相当の直広参であるから、馬古は冠位からすれば有力者であり、物部連系の代表的存在とは言い得る。しかし、「孝徳紀」に見えるのは榎井連であり、「天孫本紀」ではその祖荒猪も孝徳朝で大華上であるので、他に隔絶した存在とは言えず、従って自己の系統を嫡流とする系譜を造作したとは考え難い。目が雄略朝の大連とされたのは麻呂の時期、『紀』編纂段階とみられる^[4]が、目の架上も同時期と考えるのが良いであろう。

麻呂を物部連嫡系とするには、伊苜弗—布都久留系が本来の嫡系であるから、目を布都久留の子で木蓮子の兄弟とするのが有効である。然るに、目は布都久留の弟である。このことは木蓮子の子に目が位置付けられていることに関わるようでもあるが、この目は麻呂とは繋がらない位置であることに問題がある。麻呂の祖と木蓮子・

多波(や鹿鹿火)が兄弟というのは、それぞれの関係氏族が対等になることにより、目が布都久留の弟、尾輿系がその後裔とされたとみる方が良いと思う。尾輿の父荒山も、系譜変改の事情及び目の子という位置からすれば、麻侶の祖父、馬古の父という可能性がなくはない。

〔図9〕は以上で推測した系譜を、Ⅰ鹿鹿火が嫡流の段階のものと、Ⅱ石上朝臣中心のものに分け、Ⅰでの目は鹿鹿火・木蓮子・多波の兄弟とは看做し得ず、布都久留の兄弟は論外であるから、取り敢えず、麻侶の父祖系譜を、木蓮子—目—荒山—馬古、とした。Ⅰで木蓮子の系統に「天孫本紀」の麻伊古以降の榎井連関係系譜を繋いでいるのは、木蓮子の子建彦と多都彦とが訓みを共通するので同一人の可能性があることによる。目—荒山—馬古、という系譜の存在如何を含め、Ⅱの系譜が形成された事情についてみてみよう。

馬古はⅠ・Ⅱ何れでも多都彦と同世代である。麻侶はⅡではⅠより一世代下がり雄君の孫の世代であるが、これはⅡ段階で榎井連が麻侶と同系に変更され、麻伊古が尾輿の子になっていることと関係する。尚、麻伊古の弟という多和髪は、「多知髪」とする写本もあるが「多和髪」が正しいとすれば、「髪」の有無はあるとはいえ「多和(タワ)」と「多波(タハ)」とが共通する——「ワ(w)」と「ハ(h)」との相違は問題とし得ない^[9]——ことから、依網連も尾輿の系統とされたことも憶測される。ともかく、Ⅱで目が馬古の父としても位置付けられているのはこの馬古・麻侶と多都彦との世代関係によるとみられるということである。荒山が馬古の父であったのであれば、荒山ではなく目が馬古の父で御狩の子とされていることが問題になる。

御狩は『録』左京神別上大貞連条に速日命十五世孫彌加利大連と見え、上宮太子摂政之年に太子が阿比太連に大侯連を賜い、四世孫千継等に天平神護元年に改めて大貞連を賜ったとある。佐伯有清氏は、「天孫本紀」に御狩の子の目が大貞連の祖とあることから、彌加利—目—阿比太、という系譜を想定する^[2]。御狩が敏達朝で大連、目が欽明朝で大連とある問題には触れていないが、この案に従えば、阿比太が上宮太子摂政之年の存在であることから、目は欽明朝で大連という「天孫本紀」の記述と矛盾しない世代になる一方、御狩は安閑・宣化前後で守屋等より前の世代になる。しかし、御狩は、妻宮古郎女が異母兄弟贅古の女であることから、贅古・守屋と同世代としかされ得ない。『録』では、阿比太と関わるのは、関係は記されていないが、彌加利であり、目は見えないのであるから、「天孫本紀」の御狩と目との父子関係を基に阿比太を彌加リの孫で目の子と解する必要はない。むしろ、彌加利が「天孫本紀」の目の子の世代に当たる速日命十五世孫とあることから、目—彌加利—阿比太、という欽明・敏達・上宮太子と世代の対応があ

る系譜の存在が窺えると言えなくもない。この憶説に従えば「天孫本紀」で目と御狩とが逆の関係になっていることになるが、麻侶系が木蓮子系から尾輿系とされたこととの関係も考える必要があるので、ここでは、目—御狩—馬古—麻侶、という系譜の可能性の指摘に止め、物部連系譜形成過程を次節でまとめるなかで再考したい。

物部連嫡流に関わる二人の目だけで麻侶系を嫡流とする役割は果たしているにも拘わらず、木蓮子の子という元の位置も残されていることは木蓮子との関係が無視し得ないことによるとみられるが、問題は麻侶系が木蓮子系とされた事情である。「墓伝」と「天孫本紀」の馬古の大華上に信を置き得るならば、孝徳朝で馬古—麻侶系と榎井連とは物部連系の二大氏族であり、雄君の妻が麻侶の父馬古の姉妹豊媛とされているように、この二大氏族が祖を同じくする系譜を形成していたことはあり得る。しかし、榎井連の祖については、木蓮子の子建彦と麻伊古の孫多都彦との訓みの共通性の他、麻伊古が鹿鹿火の子毛等若子(以下「毛等」と同じく屋形連の祖とされていることにも注目する必要がある。屋形連と毛等を介して、麻伊古と鹿鹿火との関係が窺われるからである。

「天孫本紀」で、尾張連系譜も含め、子孫名とともに後裔氏族名も記されているのは木蓮子の子の目と麻伊古だけである。このことは麻伊古が本来屋形連の祖であり榎井連とは関係しなかったのが、後に恵佐古の父とされたことを示すようでもある。しかし、屋形連は『日本三代実録』貞観二年五月廿三日壬申条に「尾張国人従六位上笛吹部高継復本姓物部屋形」とある物部屋形との関係が窺われるに過ぎず、このような氏族としか関わらない者が榎井連の祖に変更されたとは考え難い。麻伊古は榎井連と屋形連の祖とされていたのが、その系統の毛等が位置付けが変改された鹿鹿火の子とされたことにより、麻伊古に屋形連の祖という異例の記述が残ったとみられる。毛等の位置としては、麻伊古の子恵佐古の子は全て「榎井臣」の祖と記されているのであるから、恵佐古の兄弟以外には考え難い。麻伊古と毛等との分離については、a 木蓮子等の系統であった毛等の鹿鹿火の子への変改、逆にb 麻伊古の鹿鹿火系から他系への変更の両様が想定可能である。これまでの想定、木蓮子—麻伊古(a)に加え、鹿鹿火—麻伊古(b)も考えられるということである。木蓮子—建彦と、鹿鹿火—麻伊古—恵佐古の両系譜が合体されて、麻伊古—恵佐古—多都彦、となったことも想像され得なくもないが、この場合は榎井連に木蓮子系と鹿鹿火系の二系統があったことになり、問題である。麻伊古—恵佐古—多都彦等、というのが榎井連の元来の系譜とみられる。麻伊古と毛等との分離についての両想定は、何れも鹿鹿火が傍流とされたこととの関係で解し得る。a では屋形連を榎井連から切り

離し傍流とした、bは榎井連を以前と同様嫡流系とするために鹿鹿火から変更したという事情である。毛等の位置の変更が屋形連を傍流とすることによるならば麻伊古に屋形連との繋がりが遺されていることは問題であり、麻伊古は本来鹿鹿火系とされていたとみるのが良いが、屋形連との関係は単なる遺存に過ぎないとも言い得る。

石弓若子が毛等の兄で今木連の祖とあることに注目したい。雄君の子金弓と尾輿の子今木金弓若子も今木連の祖である。金弓と今木金弓若子は、一人名からの分立で「金弓」を本来の人名と看做し得る。石弓若子は、これも「石弓」が本来的であるが、金弓〔若子〕と石と金とで対をなす。石弓と金弓はともに今木連の祖ということからすれば、元の関係としては兄弟や父子が相応しい。石弓は、石弓若子として毛等の兄とされていることから、同様に、麻伊古の子に位置付けられ、石弓と関係する金弓も近い位置、麻伊古の子や孫とされていたことを想定し得る。然るに、金弓が、尾輿の子雄君の子と今木金弓若子として尾輿の子という二つの位置があるものの、嫡流の系統であるのに対し、石弓若子は鹿鹿火の子とされ、両者が全く切り離された系譜になっている。他方、今木金弓若子が尾輿の子であることから、尾輿を鹿鹿火の子とする系譜の存在が考えられることと石弓若子が鹿鹿火の子であることとを併せて、鹿鹿火—石弓—金弓、という系譜の存在が推測される。この系譜は、『天孫本紀』で、鹿鹿火—石弓若子と守屋—雄君とが世孫が共通するとともに、雄君の子が金弓であることと対応するのであり、今木金弓若子の尾輿の子という位置は、尾輿の兄弟石弓の子という元の位置が遺ったものとみられる。鹿鹿火—石弓—金弓、という系譜が鹿鹿火が嫡流であった段階で存在した如くである。従って、石弓若子の弟として麻伊古とともに屋形連の祖である毛等が位置付けられていることは、麻伊古—恵佐古—多都彦、という榎井連の系譜が鹿鹿火の系統とされていたことの遺存とみられることになる。

榎井連が尾輿系になったことは鹿鹿火の傍流への変改と関係することは推測でき、麻伊古の尾輿の兄弟から子への変更も雄君が自身を尾輿孫・守屋子とした段階とみることが可能であるが、鹿鹿火が木蓮子の孫とされた事情を考える必要がある。今木連の祖とされる者で、大売布命（『録』山城国神別）以外の位置を手掛かりにしたい。今木連関係系譜が、鹿鹿火—石弓—金弓から、鹿鹿火（二世代下げられての）—石弓若子、尾輿—金弓若子、及び尾輿—守屋—雄君—金弓の三系統になった事情が直接の問題であるが、今木連には尾輿—御狩—大人—耳という系統もある。この関係系譜を〔図9〕のⅠ・Ⅱと対応させ、後裔氏族も記したのが〔図10〕のⅠ・Ⅱである。大人—耳については、Ⅰでは、目と

の関係で、木蓮子の子・孫として記した。

前述のように、鹿鹿火の位置の変更に伴い、石弓若子は鹿鹿火の子で尾輿の孫の世代とされ、金弓若子は尾輿の子として残る一方、金弓は石弓若子と同世代の雄君の子とされた。金弓が雄君の子とされたのは、雄君の女有利媛所生の耳も今木連の祖であることとともに、守屋—雄君系を傍流とするためであり、この造作は麻侶の段階前後に行われたとみるのが妥当であろう。このような系譜変改の反面世代関係は元のままであるが、変改の経緯に関わって次の両様の想定が可能と思われる。

- ① 鹿鹿火—石弓—金弓、という元の系譜のままに位置付けられ、その後金弓が雄君の子に変更された。
- ② 石弓は鹿鹿火の子として残されたが、金弓は雄君の子に位置付けられた。

①では、麻侶の段階以前に鹿鹿火が木蓮子の孫とされたことになり、それは雄君が守屋の子となった時期もしくはそれ以前としなければならない。この場合、榎井連が本来鹿鹿火の系統であったとみられるのであるから、雄君等榎井連が鹿鹿火を木蓮子の孫とした理由、少なくとも榎井連がこの改変に関わった理由が問われる。②では、鹿鹿火の位置の変更は麻侶段階においてのことになるが、鹿鹿火の二世代繰り下げと金弓が雄君の子とされたこととが関係すると考え得る。この場合も、金弓若子が鹿鹿火・石弓と分離された位置にあり、雄君系を今木連とするには鹿鹿火の子石弓や孫金弓を分立して雄君の子とするだけで事足りるようでもあることからすれば、問題なしとも言えない。しかし、金弓若子は金弓の元の世代的位置が遺されたに過ぎないとも言い得るので、②の想定の方が良いであろう。金弓は、鹿鹿火・石弓との元の世代関係が反映されながら、別系の雄君の子とされたとみられるということである。木蓮子が麻侶の本来の祖の位置にあったにも拘らず、新たに架上された目の子とされず、布都久留の子のままで傍流とされたことは、鹿鹿火の位置の変改との関係が想定されるように思う。

5.3 麻侶の系統

金弓が雄君の子としたのは雄君系を今木連とするためとみられることからすれば、同じ今木連の祖耳の母有利媛が雄君の女というのも本来性が疑われる。有利媛も今木連と関わるものとして位置付けられていたと考えるべきであろう。然らば雄君の女とされる前の位置としては、〔図10〕Ⅰの大人の世代より、石弓女・金弓姉妹が相応しい。従って、麻侶が雄君と同世代というような問題はあがあるが、今木連に関わる系譜は〔図11〕のようになる（雄君は恵佐古の子と守屋の子の両様に記した）。この系譜では、石弓—金弓が今木連であり、麻侶系は目の兄大人と有利媛との夫妻関係で今木連と繋がるに過ぎない。

しかしここで注目すべきは石弓が「欽明紀」に蘇我稲目とともに吉備五郡に白猪屯倉を置いたと見える穂積臣磐弓と同名であることである。『紀』には物部連関係説話が数多く載せられているが、武烈条以前は信頼に足るものは全く見られないと言える程であるのみならず、何等かの記録に基づく記述が多くなる継体条以降でも、大連叙任記事を除けば、天智条まででは「物部連」そのものを名乗る氏族の有力さを示すものは、倭鹿火による磐井討伐と百済救援將軍の熊が大山上であった以外は蘇我臣(及び大伴連)への対抗以外には存在せず、大きな作為が指摘できる⁵⁾。一方、穂積臣には次のような記載がある。

押山 百済に派遣(『継体紀』六年四月丙寅条)；百済が任那国四県を請うたことに対し賜うことを奏(同十二月条、哆唎国守)；流言(四県割讓に際して)「大伴大連と哆唎国守押山が百済の賂を受けた」(同十二月条)；百済が押山に副て五経博士段楊爾を奉る(同七年六月条)；百済王からの朝貢の津路として加羅多沙津要求を受けて奏(同二十三年三月条、下哆唎国守)

磐弓 蘇我大臣稲目宿禰とともに吉備五郡に白猪屯倉を置く(『欽明紀』十六年七月壬午条)

闕名 新羅を撃つ副將軍(『推古紀』八年是歲条、大將軍は境部臣)

咋 東国国司長官の一人(『孝徳紀』大化二年三月辛巳条)；大伴狛連・三国麻呂公とともに蘇我倉山石川麻呂大臣に反くことの虚実を問ひ(同五年三月戊辰条)大臣の伴党田口臣筑紫等を捉え木臣麻呂・蘇我臣日向とともに山田寺を囲む(同庚午条、囃)

百足・五百枝 近江方、百足は大伴連吹負に殺され弟五百枝は捕われ俄して赦されて吹負軍中に置かれる(『天武紀』元年六月丙戌・己丑条)

「継体紀」の任那四県や多沙津の割讓は百済がその地域を領したことの改作であることは言うまでもなく、大伴金村とともに悪者扱いがなされていることは百足・五百枝が近江方であったことと関係する如くである。押山は、「百済本記云委意斯移麻岐彌」と百済系史料にも見えるのであり(七年六月条)、「[下] 哆唎国守」はともかくとしても、加羅に大きく関わったことは認められる。ヤマトタケルの妻弟橘媛の父穂積氏忍山宿禰(『紀』、『記』は成務妃弟財郎女の父穂積臣等祖忍山垂根とするが『紀』の系譜の改作³⁾)はこの押山が架上されたものとみられる。磐弓も、大臣とともに屯倉設置のために派遣され、重要な役割を果たしていると言える。名が記されていない者は、「推古紀」三十一年是歲条に見える新羅征討の物部依網連乙等を含む七人の副將軍が小徳(大將軍境部臣雄摩侶・中臣連国はそれぞれ大徳・小徳)であるから、同等の冠位を有したと看做し得る。咋(囃)は、冠位は知られないが、蘇我倉山石川麻呂大臣の事件で行動を共にしている者から、それなりの

有力者と言ひ得る。尚、東国国司朴井連(闕名)は次官である。蘇我臣の如き実権者とは言えないが、継体～天智の時期の穂積臣の勢力が推量される。倭鹿火による磐井討伐記事が大伴連中心の話であったものの改作とみられる⁵⁾ことはともかく、少なくとも欽明以降は有力さを示す具体的記事を欠き、蘇我臣との対抗でしかその力を示せていない物部連よりも、具体的記述のある穂積臣の方が有力と言える。推古朝で小徳の官人を出した物部依網連はこの時期のみ、孝徳朝で大華上という馬古や荒猪も「孝徳紀」には見えないのであり、大華上が事実であったとしても、『紀』にその活躍が見える咋の方が有力とみられる。石弓は、倭鹿火が仁賢・顕宗・清寧及び継体と同世代であるので、継体の子安閑・宣化や欽明前後の世代になることでも磐弓と相通ずる。石弓 — 金弓 は穂積臣とみることは可能と思う。石弓 — 金弓 が今木連とされたのも穂積臣百足・五百枝が壬申の乱で近江方であったこととの関係が考えられるのであり、その時期としては、雄君系が今木連とされるのが麻侶段階とみられるので、それよりも前、雄君段階が想定される。

今木連が直接結びつくのは大人 — 耳のみであるが、目の女で雄君の妻豊媛が今木連の祖金弓の生母であることから、目 — 馬古 — 麻侶も関係するとみて良いであろう。麻侶系こそが今木連とみられるのである。

〔図11〕のような系譜から「天孫本紀」の如きものへ麻侶段階で変改が行われた際に、倭鹿火が木蓮子の孫、木蓮子も馬古—麻侶系とは別の傍流とされた。前者については、前述のように、金弓との世代関係によるとみることは可能である。後者も、前述の、目が木蓮子・多波の兄弟ではなく布都久留の兄弟に架上された理由として、木蓮子・多波と関わる氏族と麻侶系とが系譜上対等の関係となることを避け、麻侶系を物部連系の嫡流とすることが想定されることとの関係が考えられる。しかし、倭鹿火はともかく、木蓮子は元は馬古—麻侶系の祖とされていたものであり、しかも対等的関係になり得る氏族は多波を祖とする依網連が挙げられるに過ぎないので多波の位置の変更だけで済むようにも思う。木蓮子の傍系への変改には他の事情もあったとしなければならない。

孝徳段階以後では今木連と榎井連とが物部連系(穂積臣〔・采女臣〕を除く)の二大氏族の如くであり、それに先立っては〔物部〕依網連が最有力のようにみえる。この三氏それぞれが祖とする者が兄弟という系譜は相応しいと言えるが、今木連のみ『紀』に見えない。このことは、『紀』の編纂が麻侶の段階以後であり、麻侶が自身の系統を物部連の嫡流としていたことに関わると考えられる。また、馬古の大華上は天智朝以前は大臣に相当する冠位に次ぐものであり、そのような高位官人でしかも麻侶の父である者が、榎井連でそれ程の有力者ではない者が「孝

徳紀』に複数現われているにも拘わらず、目・御狩と同様、『紀』に見えない。馬古の職「衛部」が衛府の督の前身官とすれば、後者の相当位は正五位上であるので、馬古の本位は「天智紀」称制前条の百濟を救う將軍の一人物部熊の大山位あたりで、大華上は子麻侶に関わつての贈位ということも想像される。とは言え、大山位は天武殞庭での麻侶の直広参や直大参に相当することからすれば、高位と言ひ得るので、馬古が見えないことはやはり不審としなければならぬが、今木連は馬古の時期に有力化したとみられると思う。今木連が、榎井連一鹿鹿火、依羅連一多波と並ぶかたちで、木蓮子の後裔とされたのは馬古段階とすれば、今木連と木蓮子との関係は密接とは言ひ難いのであり、このことが木蓮子も傍流とされ得た理由の一つとして挙げられるように思う。しかし、木蓮子の子として目が見えることについては、こと目であるだけに、単なる遺存として済ますことはできない。

「天孫本紀」が伊菖弗の子孫の後裔とする氏族は、布都久留系二十四氏に対し、目系は今木連・榎井連・屋形連の三氏のみ、しかも今木連と屋形連には布都久留系の鹿鹿火の子を祖とする伝もある。目系に今木連が見えるのは、麻侶の系統が今木連であったこととともに、雄君を今木連の祖とすることとの関係が考えられる。榎井連は、麻侶段階以後も「石上・榎井」等と連称されるように、物部連系で石上朝臣に次ぐ位置にあったことにより、屋形連は榎井連との同族関係によるとみることができる。一方の布都久留系諸氏では、依羅連は物部連系の代表格である時期もあったが、麻侶の頃にはそれほど勢力ではなく、他は、国造とみられる野間連もあるものの、中央で物部連系を代表したようなものではない。麻侶段階以後に物部連の本宗及びそれに準ずるようなもののみが目系系統、他は布都久留系とされているのである。目は、諸氏を傍流とするために伊菖弗の子として分立・架上されたとみられるが、その一方で支族が布都久留系に纏められたことにより、元と同様の木蓮子の子で馬古一麻侶系と関係する諸氏の祖として残されたことが推測される。

「天孫本紀」の木蓮子の子の目の子・兄弟の別記後裔氏族を見てみよう。重複する借馬連・野間連をそれぞれ一氏として十八氏（軽馬連も借馬連と共通する訓みの可能性があることからは十七氏）、麻侶の祖父目の後裔大真（貞）連を加えて十九（十八）氏、『録』が十二世孫物部目大連の後とする錦部首（山城国神別）及び十二世孫金連の後とする為奈部首（未定姓撰津国）を併せて二十一（二十）氏である。うち中央氏族とみられるのは鳥部連・宇遲部連に、高橋朝臣（贈臣）と氏名を共通にすることから膳部との関係を想定できなくもない高橋連を加え得るに過ぎない。これらとの関係よりも金と呉足尼とが本来尾張連系とみられることに注目したい。物部連とともに尾張連とも同族とい

子金	野間連、借馬連	弟長目	軽馬連
三楯	鳥部連	金	借馬連、野間連
巨竹	肩野連、宇遲部連	呉足尼	依羅連
倭古	依羅田部連	建彦	高橋連、立野連、
塩古	葛野韓国連		都刀連、横広連、
金古	三嶋韓国連		勇井連、伊勢荒比
阿遲古	水間君		田連、小治田連

う氏族が知られることは取り敢えずは両氏が祖神を共通にする「天孫本紀」の系譜から説明し得るとしても、尾張連系人名が物部連の系譜に位置付けられたことまで同様の事情とは言ひ得ない。後裔氏族の重要性により祖も物部連系に位置付けるというような系譜変改はあり得るが、呉足尼を祖とする依羅連には多波の後裔もあるので、呉足尼を物部連系譜に位置付ける必要性が問われる。野間連も、「国造本紀」の怒麻国造であり、瀬戸内の要衝を扼し、阿岐国造とともに吉備勢力を抑える役割を担ったとみられること^[20]との関係を想定することは可能ではあるが、「国造本紀」で怒麻国造が阿岐国造同祖とされているのであるから、金が物部連系とされる対象となった積極的理由とはし難い。残るのは金・呉足尼と目との関係、換言すれば、尾張連系の野間連・依羅連と目の系統＝今木連との関係である。しかし、「天孫本紀」では、金は尾張連の系譜にも見えるが、呉足尼は見えず、依羅連は尾張連とは関係しない。また、呉足尼を尾張連系とする『録』でも、呉足尼は榎室連の祖（左京神別下）であり、天香山命を祖とする網津守連（和泉国神別）はあるが、これは依羅の地域に住する津守連というものである。然らば、依羅連と尾張連とは元来直接の関係はなかったようでもあるので、依羅連についてみておかなければならない。

依羅連には木蓮子・多波等の生母の出自氏族とされる系統不記ではあるが尾張連系と推測されるもの^[19]が「天孫本紀」に見えるとともに、氏名を共通にするが姓・系統とも異なる依網之阿毘古（開化皇子建豊波豆羅和気後裔、『記』・依羅宿禰（開化皇子彦坐王後裔、『録』左京皇別上）も知られる。依網之阿毘古と依羅宿禰は、始祖は、名は異なるとは言え、ともに開化皇子であり、『続紀』天平勝宝二年八月辛未条に「撰津国住吉郡人外従五位下依羅我孫忍麻呂等五人賜依羅宿禰姓」とあるので、同一氏とみられる。「神功紀」撰政前条に、神功の渡海に当たり依網吾彦男垂見を神を祭る神主としたとあり、「仲哀記」の当該部分には天照大神と底筒男・中筒男・上筒男三柱大神とが現われていること、『続紀』天平勝宝二年八月辛未条に、依羅我孫忍麻呂等五人への宿禰賜姓とともに、神奴意支奈・祝長月等五十三人に依羅物忌姓が賜われたとあることは依羅我孫と祭祀との繋がりを窺わせることから、依網之阿毘古は依羅屯倉の管理だけでなく、津守連が管轄する住吉神の祭祀にも携わったことが考えられる。依羅

我孫が一足飛びに宿禰姓へというのは、このような卑姓から実質的第二位の姓への改姓がなくはないにせよ、不自然であり、天平勝宝二年八月以前に既に、我孫から何等かの姓を経て宿禰へと改姓された事例があったとみるのが良いと思う。然らばその姓に相応しいのは連であり、依羅我孫と依羅連との関係が考え得る。津守連が尾張連系であることからすれば、尾張連系人名としても伝えられる呉足尼を祖とする依羅連は尾張連系と想定される。

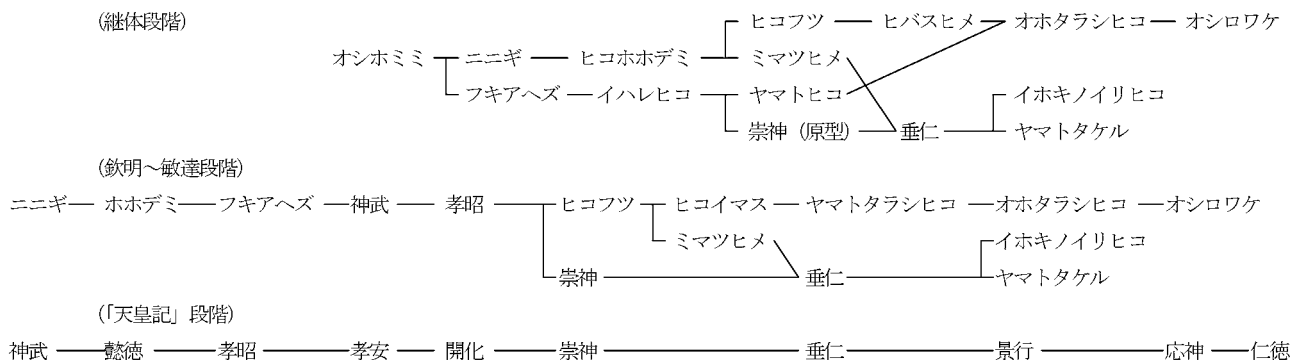
このような呉足尼・依羅連とともに金一野間連が目に関わって位置付けられているのであるが、その事情はどうか。『録』山城国神別に物部連系今木連とともに記載されているいま一方の今木連の祖神魂命五世孫阿麻乃西乎乃命は「天神本紀」に尾張中嶋海部直等祖とある天背男命と同訓であり、海部と尾張連とが密接に関わることからすれば、今木連で尾張連との関係を有するものがあつたと想像される。また、『統紀』神護景雲二年十二月甲子条に尾張国山田郡人小治田連葉等への尾張宿禰賜姓が見える。この「小治田」の「田」が衍字とすべきものでないとするれば、目の弟建彦を祖とする小治田連にも尾張連系があつたことになる。目系＝今木連は、元来は、尾張連系であつたとみられるのではなからうか。目の弟・子に本来尾張連系とみられる金が見えることもこのことを窺わせる。金を目の弟とする系譜では今木連と野間連とが対等の関係、金が目の子では野間連は今木連の分流という位置付けになる。野間連は国造とはいえ地方氏族であるから、後者の関係から前者への変更は考え難いのであり、今木連が物部連系とされ、目が木蓮子の子とされた段階で、金は依羅連の祖呉足尼とともに目の兄弟とされたとすべきであろう。目が木蓮子の子としても残された理由として、このような尾張連系氏族の祖と目との関係が想定される。ここで問題になるのは目の尾張連系譜での位置、誰に繋がっていたかということであるが、次節で検討を試みたい。

[注]十二世孫麻作について

麻作と同名の者が鴨脚家本『録』残簡所収山城国神別鴨県主条逸文に見える。逸文の系譜は、神魂命…(孫)武津之身命(鴨建耳津身命、天八咫鳥、神武朝に葛野県を賜わる) — 玉依彦命…(十一世孫)大伊乃伎命 — 大屋奈世(成務朝に定賜鴨県主) — 荒熊 — 秋 — 荒木 — 長屋 — 麻作、となる。『鴨県主系図』にも、鴨建玉依彦命の十一世孫に大伊乃伎命、その子として大屋奈世と似た小屋奈世命が見え、長屋の弟と『録』逸文にある多々加比は多加比として小屋奈世命の兄阿波伎乃命孫・伊奈目命子に見える。『鴨県主系図』はともかく、『録』逸文の世代では、大屋奈世は、神武朝の武津之身命から降ると仲哀の世代であるが、成務朝で鴨県主となったという記述は『記』『紀』系譜と矛盾はしない。麻作は、大屋奈世を成務と同世代とすれば安康・雄略の世代、仲哀と同世代とすれば、清寧・仁賢・顕宗と同世代になる。物部連の麻作は、雄略朝の大連と『紀』等にある目の子であること、仁賢朝で大連の木蓮子と同世代であることの何れからか、清寧・仁賢・顕宗と同世代である。両麻作は世代が共通すると言ひ得る。鴨県主と和珥臣とは密接に関係する^[8]とともに、鴨県主が主水司の水部の負名氏として氷室に関わっていることは、鴨県主と氷連との関係を窺わせる。また、『延喜式』齋宮忌火庭火条新造炊殿忌火庭火祭にト戸座一人を鴨県主氏の童子を取り、火炬二人を秦氏の童女を取るとあることから鴨県主が忌火庭火に関わりがあつたとみられるが、『本朝月令』所引『高橋氏文』に「今令鐙忌火大伴造者、物部豊日連之後也」とあり、物部連も忌火に関係している。これらのことは両麻作の関係を示唆すること、麻作が鴨県主の嫡系の如く『録』逸文に見えることからすれば、鴨県主系の麻作が物部連の系譜にも位置付けられたと考えられるのではなからうか。

* 紙幅の関係により参考文献は前号を参照願いたい。

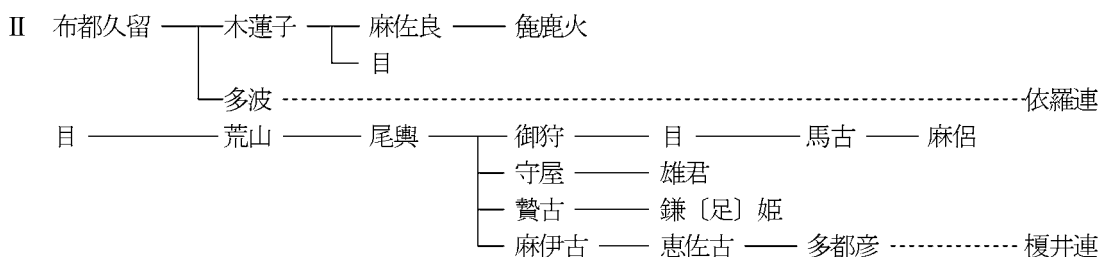
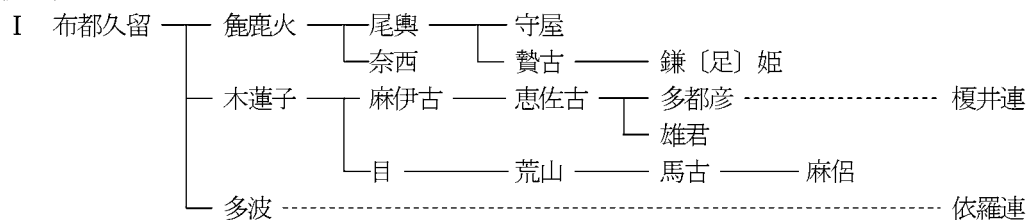
〔図5〕



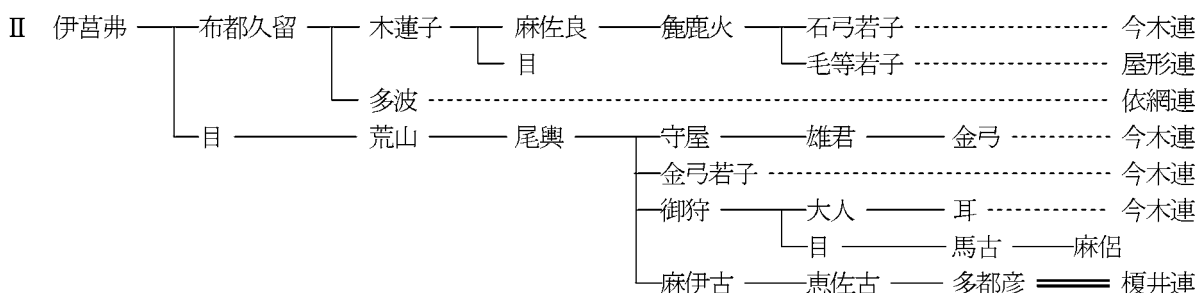
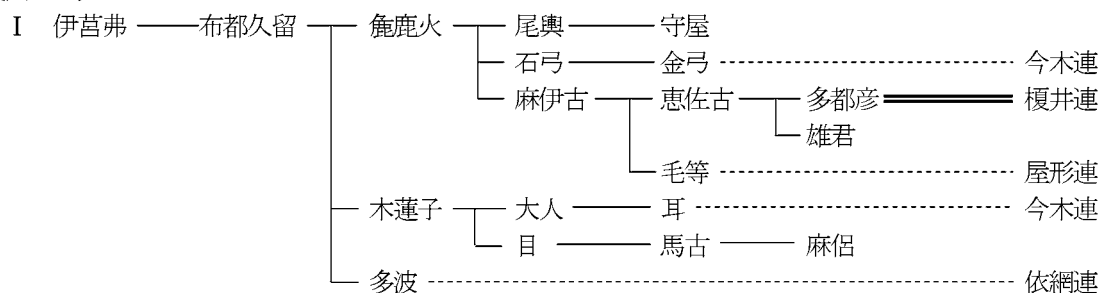
[表2]

① 武諸隅(崇神)	多遲麻(景行) 十市根命(垂仁)	印葉等(応神・仁徳) 膽咋宿禰(成務)	五十琴宿禰(神功)	伊苜弗(履中～反正)	
② 武諸隅(崇神)	十市根命	時姫・多遲麻	膽咋宿禰	香兒媛・印葉等 五十琴宿禰	伊苜弗
③ 武諸隅(崇神)	時姫 十市根命	多遲麻 膽咋宿禰	香兒媛 五十琴宿禰	印葉等 伊苜弗	
④ 武諸隅(崇神)	時姫 十市根命	多遲麻 膽咋宿禰	香兒媛・印葉等 五十琴宿禰	伊苜弗	
⑤ 武諸隅(崇神)	時姫・多遲麻 十市根命	香兒媛 膽咋宿禰	印葉等 五十琴宿禰	伊苜弗	
A 崇神	垂仁	景行	成務	仲哀	応神
B 崇神	垂仁	景行	応神	仁徳	履中等
C 崇神	垂仁	オホタラシヒコ	ホムタノオシロワケ	履中等	
D 崇神(原型)	垂仁(原型)	オホタラシヒコ	ホムタノオシロワケ	履中等	

[図9]



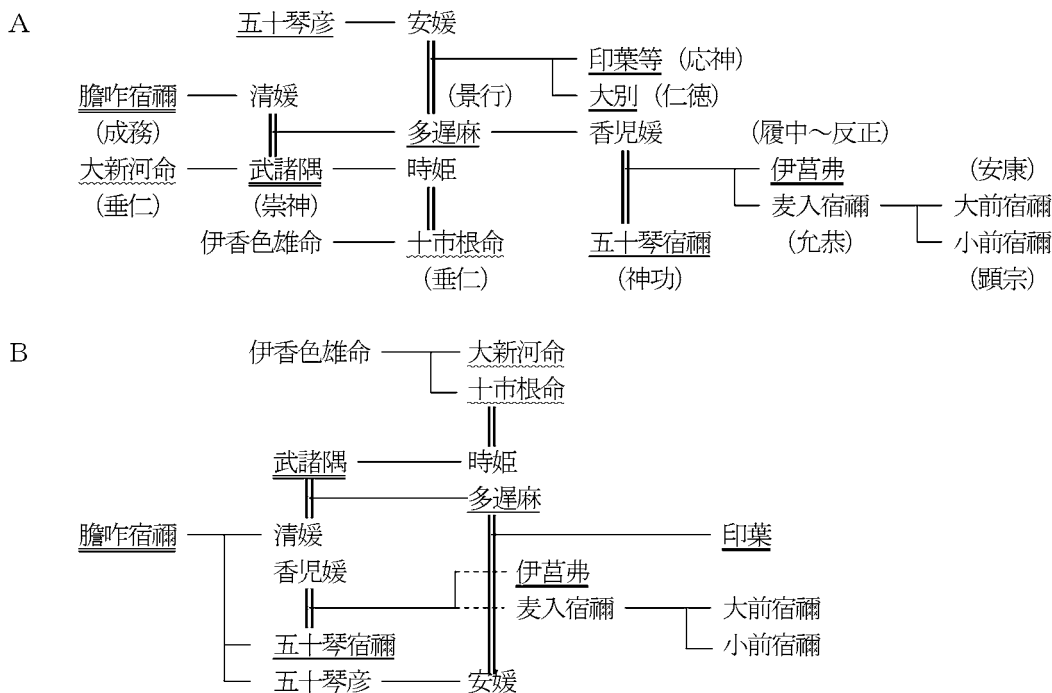
[図10]



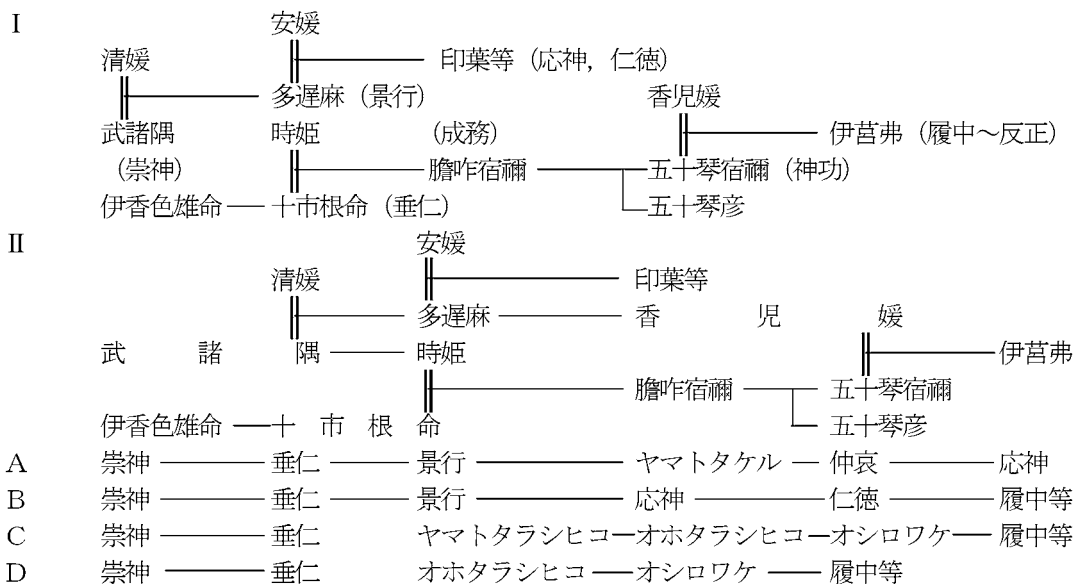
[表3]

I 武諸隅(崇神)		多遲麻(景行)		印葉等(応神) 大別(仁徳)		
時姫		香 児		媛		
膽咋宿禰(成務) 清媛				伊 苜 弗(履中～反正)		
十市根命(垂仁)		五十琴宿禰(神功)		麦 入 宿 禰(允恭)		
				大 前 宿 禰(安康)		
				小 前 宿 禰(顕宗)		
		五十琴彦 安媛				
A崇神	垂仁	景行	成務	仲哀・神功	応神	仁徳
B崇神	垂仁	景行	応神	仁徳	履中～允恭	安康・雄略
		(オホタラシヒメ)*	仲哀			* C・Dも同位置
		成務				
(崇神		垂仁	景行	応神	仁徳	履中～允恭)
C崇神	垂仁	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	顕宗・継体
		ワカタラシヒコ	タラシナカツヒコ			
(崇神		垂仁	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略)
D崇神(原型)	垂仁(原型)	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	顕宗・継体
		ワカタラシヒコ				
a 垂仁	景行	成務	仲哀・神功	応神	仁徳	履中～允恭
b 垂仁	景行	応神	仁徳	履中～允恭	安康・雄略	顕宗・継体
c 垂仁	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	顕宗・継体	安閑・宣化
d 垂仁(原型)	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	顕宗・継体	安閑・宣化
II 武諸隅(崇神)		多遲麻(景行)		印葉等(応神) 大別(仁徳)		
時姫		香 児		媛		
十市根命(垂仁)				伊苜弗(履中～反正)		
膽咋宿禰(成務) 清媛		五十琴宿禰(神功)		麦入宿禰(允恭) 大前宿禰(安康)		
				小前宿禰(顕宗)		
		五十琴彦 安媛				
A崇神	垂仁	景行	成務	仲哀・神功	応神	
B崇神	垂仁	景行	応神	仁徳	履中～允恭	
		(オホタラシヒメ)*	仲哀			* C・Dも同位置
		成務				
(崇神		垂仁	景行	応神	仁徳)	
C崇神	垂仁	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	
		ワカタラシヒコ	タラシナカツヒコ			
(崇神		垂仁	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭)	
D崇神(原型)	垂仁(原型)	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	
		ワカタラシヒコ				
a 垂仁	景行	成務	仲哀・神功	応神	仁徳	
b 垂仁	景行	応神	仁徳	履中～允恭	安康・雄略	
c 垂仁	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	顕宗・継体	
d 垂仁(原型)	オホタラシヒコ	オシロワケ	履中～允恭	安康・雄略	顕宗・継体	

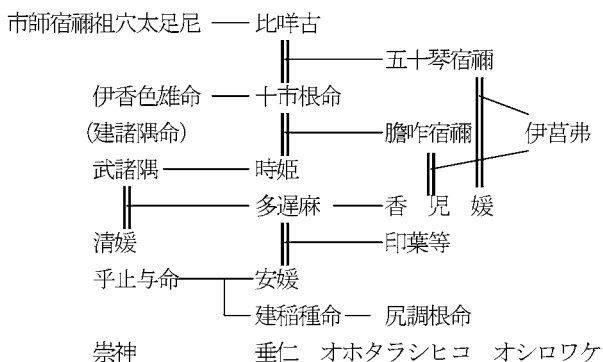
〔図6〕



〔図7〕



〔図8〕



〔図11〕

